文科省の大学入試定員厳格化(2016年～)の影響

遵守しない場合、助成金の給付がカットされるため各大学がその要請を受ける。その皺寄せは次の例にみられる。ある学部・学科の定員が100名の場合、それを遵守すると入学辞退者が大体の私立において80％～60％(早慶でも)も出るため、追加合格者を追って出さざるを得なくなる。結果、第一志望の大学から後日追加合格の通知を受けた受験生は、既に合格している大学に入学金・初年度の授業等を支払っている為二重払いのケースが続出、社会問題化していた。

　その状況を考慮し、文科省は本年度の入試から定員緩和の方向に移行した。その内容は

　　1年間の定員が100名の場合、4年間で4×100名＝400名の枠で年度するものである。このような揺れ動く一般入試に精神的・経済的な不安を抱くご父母の方が多く存在する。結果、特別入学制度＝総合型選抜(AO入試)、学校型選抜(指定校推薦・公募推薦)特に指定校推薦を考えるご父母・生徒が多くなってきている。また、各大学も経営安泰化の為、特別入学制度を利用しての学生確保に舵を切る。全定員の５０％以上をこの制度を利用してる大学が存在し、一般受験が上位私立大学では一層難化する傾向にある。

この状況が入塾学年の低学年化に通じる。ご父母・生徒の塾への期待は5教科の評点アップに向けての指導、並びに構内模試に向けての偏差アップ(指定校推薦において構内模試の偏差を要求する大学もある)の指導である。この要望に向けての塾の対応は集団授業(教える側のモデル内容を提示)と個別指導(生徒の質問と自立型学習を促す)による双方向の指導並びに定期的な面談時の学習アドバイスにあると考える。